発行日：2020年06月10日

中小企業等外国出願支援事業〈石川県〉

募集期間	2020年6月26日まで

目的

外国への特許出願及び実用新案・意匠・商標・冒認対策商標出願（以下「特許出願等」という。）を支援し、県内中小企業者における戦略的な外国への特許出願等を促進します。

支援内容

▼補助対象事業等
補助金の対象は、次に掲げる要件に合致する企業及びその出願とします。

1.外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。

2.補助を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等であること。

3.先行特許調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。

4.既に日本国特許庁に行ってる出願（PCT出願含む）であって、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願を令和2年12月18日までに行う予定の中小企業者等
（ア） パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
（イ） 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内 段階に移行する方法）
※ダイレクトPCT出願の場合、日本国特許庁にも移行しなければならない。
（ウ） 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、既に日本国特許庁に行っている出願には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
（エ） マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5.外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者

6. 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等

7.補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者等

▼対象経費
・外国特許庁への出願手数料・・・外国特許庁への出願に要する経費
・現地代理人費用・・・外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
・国内代理人費用・・・外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
・翻訳費用・・・外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
・その他費用・・・本事業を実施するために支援機構が必要と認めた経費

支援規模

補助率・上限額
・ 補助率 ：助成対象経費（持ち分比率）の2分の1以内（消費税分を除く）
・ 企業あたりの上限額 ：300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額
・ 特許出願 ：150万円
・ 実用新案・意匠・商標出願 ：各60万円
・ 冒認対策商標出願：30万円

対象者の詳細

石川県内に本社または事業所を置く中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち石川県内に本社または事業所を置く中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの ）です。

対象地域

石川県

お問い合わせ

(公財)石川県産業創出支援機構　産業振興部　産業支援課　（担当：谷内）
〒920-8203　石川県金沢市鞍月2-20　石川県地場産業振興センター新館1F
TEL　076-267-1145

担当者
会社名：しごとのプロ出版株式会社 担当　：受付窓口 住所　：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル6F

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容･品質についてはしごとのプロ出版株式会社が保証するものではありません。
サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、しごとのプロ出版株式会社は責任を負いかねます。
補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。
≪お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて≫
提供先　　：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）
利用目的　　：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。
提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金